

〈 附 属 資 料 〉

- 1 交通安全対策基本法抜すい
- 2 島根県交通安全対策会議委員名簿
- 3 第10次島根県交通安全計画作成経過
- 4 交通事故統計等
- 5 用語解説

1 交通安全対策基本法（昭和 45 年 法律第 110 号）抜粋

（都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第 16 条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

（都道府県交通安全対策会議の組織等）

第 17 条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 都道府県教育委員会の教育長
- 三 警視総監又は道府県警察本部長
- 四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
- 五 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第一項の指定都市を包括する都道府県にあっては、指定都市の長又はその指名する職員
- 六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
- 七 その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

（都道府県交通安全計画等）

第 25 条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであってはならない。

- 4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを、内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

(市町村交通安全計画等)

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画(以下「市町村交通安全実施計画」という。)を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

2 鳥根県交通安全対策会議委員名簿

【平成28年3月15日現在】

会 長	鳥 根 県 知 事	溝 口 善兵衛
委 員	中 国 管 区 警 察 局 総務監察・広域調整部長	柳 原 克 弘
	中国経済産業局総務企画部長	島 上 聖 司
	中国運輸局長	小 川 晴 基
	中国総合通信局総務部長	高 橋 重 行
	松江地方気象台長	花 房 真 二
	鳥根労働局労働基準部長	高 橋 秀 寿
	国土交通省松江国道事務所長	小 林 寛
	国土交通省浜田河川国道事務所長	松 本 治 男
	鳥根県教育委員会教育長	藤 原 孝 行
	鳥根県警察本部長	米 村 猛
	鳥根県政策企画局広聴広報課主任	足 立 知 子
	鳥根県防災部消防総務課主任主事	宇 山 むつみ
	鳥根県地域振興部情報政策課長	小 仲 靖 子
	鳥根県環境生活部環境生活総務課 男女共同参画室長	塩 冶 朋 江
	鳥根県健康福祉部青少年家庭課長	黒 田 利 恵
	鳥根県土木部道路維持課主任	今 川 文
	江 津 市 長	山 下 修
	吉 賀 町 長	中 谷 勝
	松江市消防本部消防長	舟 木 宏
	鳥根県老人クラブ連合会女性委員会副委員長	岡 本 茂 子
	鳥根県交通安全母の会連合会会長	田 儀 セツ子
	松江市幼稚園白鳥クラブ連合会会長	永 瀬 理 恵
	鳥根県PTA連合会副会長	池 淵 明 美
	松江市交通指導員	清 水 陽 子
特別委員	西日本旅客鉄道(株)米子支社長	松 岡 俊 宏
	西日本高速道路(株)中国支社長	北 村 弘 和
	一畑電車株式会社代表取締役社長	昌 子 修

3 第10次鳥根県交通安全計画作成経過

- 平成27年7月10日 **第1回鳥根県交通安全対策会議 幹事会**
- ・国 第10次交通安全基本計画（試案）説明
 - ・第10次鳥根県交通安全計画作成スケジュール協議
- 11月26日 **第2回鳥根県交通安全対策会議 幹事会**
- ・国 第10次交通安全基本計画（中間案）概要説明
 - ・第10次鳥根県交通安全計画（骨子案）協議
- 12月11日 鳥根県議会総務委員会
- ・第10次鳥根県交通安全計画作成を報告
- 12月21日 **第1回鳥根県交通安全対策会議**
- ・国 第10次交通安全基本計画（中間案）概要説明
 - ・第10次鳥根県交通安全計画（素案）協議
 - ・数値目標原案決定
- 平成28年1月13日 鳥根県議会総務委員会
- ・第10次鳥根県交通安全計画（素案）を報告
- 1月15日～2月12日
- 第10次鳥根県交通安全計画（素案）パブリックコメント実施
- 2月25日 **第3回鳥根県交通安全対策会議 幹事会**
- ・パブリックコメントによる県民意見報告
 - ・第10次鳥根県交通安全計画（案）協議
- 3月9日 鳥根県議会総務委員会
- ・第10次鳥根県交通安全計画（案）を報告
- 3月15日 **第2回鳥根県交通安全対策会議**

◎ 計 画 策 定

4 交通事故統計等

○県内の交通事故等の推移

区分		暦年		第1次					第2次				
		S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55		
交通事故	件数	4,165	4,035	3,563	2,806	2,546	2,751	2,723	5,822	2,665	2,620		
	死者数	114	121	96	99	59	56	75	61	64	81		
	負傷者数	5,321	5,165	4,677	3,631	3,298	3,556	3,469	3,569	3,271	3,187		
運転免許人口		208,137	214,449	223,754	233,234	242,612	254,352	267,253	282,530	294,901	307,093		

区分		暦年		第3次					第4次			
		S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	
交通事故	件数	2,830	2,746	2,444	2,290	2,583	2,654	2,742	2,579	2,734	2,536	
	死者数	50	59	68	61	72	70	77	58	79	83	
	負傷者数	3,441	3,418	2,939	2,832	3,202	3,217	3,267	3,121	3,334	3,042	
運転免許人口		317,849	328,692	338,146	347,533	355,581	363,443	369,995	376,422	381,745	388,452	

区分		暦年		第5次					第6次			
		H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	
交通事故	件数	2,342	2,353	2,805	2,922	2,967	2,772	2,850	2,991	3,119	3,290	
	死者数	66	83	72	66	75	81	77	79	73	74	
	負傷者数	2,806	2,828	3,466	3,475	3,539	3,227	3,347	3,468	3,641	3,870	
運転免許人口		393,561	399,402	405,253	411,058	418,527	425,148	432,448	439,654	444,782	448,628	

区分		暦年		第7次					第8次			
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
交通事故	件数	3,376	3,258	3,256	3,086	3,017	2,782	2,676	2,199	2,209	1,977	
	死者数	72	73	74	47	69	46	42	42	33	31	
	負傷者数	3,899	3,794	3,891	3,732	3,502	3,201	3,089	2,492	2,493	2,261	
運転免許人口		452,425	456,440	460,041	462,878	463,523	463,960	464,685	464,685	464,547	463,890	

区分		暦年		第9次				
		H23	H24	H25	H26	H27		
交通事故	件数	1,863	1,725	1,647	1,583	1,388		
	死者数	31	45	28	26	27		
	負傷者数	2,138	2,020	1,950	1,831	1,613		
運転免許人口		463,806	463,725	464,575	463,973	463,129		

資料：島根県警察本部

○県内の高齢者数及び高齢者の交通事故による死傷者数

区分	暦年	第1次					第2次				
		S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55
高齢者数		—	—	—	—	95,831	97,642	99,969	102,359	105,068	107,479
高齢化率		—	—	—	—	12.5	12.7	12.9	13.1	13.4	13.7
死者数		35	29	27	25	14	13	22	19	9	19
	負傷者数	550	545	503	423	323	374	409	387	422	368
計		585	574	530	448	337	387	431	406	431	387

区分	暦年	第3次					第4次				
		S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2
高齢者数		110,133	112,447	114,769	117,090	121,744	125,224	129,351	133,332	137,586	142,061
高齢化率		14.0	14.3	14.6	14.9	15.3	15.8	16.3	16.8	17.4	18.2
死者数		11	15	23	20	28	26	35	23	24	27
負傷者数		418	449	380	394	453	462	507	480	364	346
計		429	464	403	414	481	488	542	503	388	373

区分	暦年	第5次					第6次				
		H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
高齢者数		147,489	152,461	157,454	162,573	167,040	172,020	177,124	181,863	185,434	189,360
高齢化率		19.0	19.7	20.4	21.1	21.7	22.3	23.1	23.7	24.3	24.8
死者数		24	23	26	23	39	34	28	22	29	36
負傷者数		344	377	442	490	530	490	512	529	595	641
計		368	400	468	513	569	524	540	551	624	677

区分	暦年	第7次					第8次				
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
高齢者数		193,219	196,651	198,897	199,918	210,103	203,133	205,268	206,813	208,411	207,398
高齢化率		25.4	26.0	26.4	26.7	27.1	27.6	28.1	28.6	29.0	29.1
死者数		29	30	30	23	29	25	22	21	24	21
負傷者数		669	640	672	648	646	572	568	528	528	457
計		698	670	702	671	675	597	590	549	552	478

区分	暦年	第9次				
		H23	H24	H25	H26	H27
高齢者数		205,804	210,631	215,385	220,125	223,543
高齢化率		29.0	29.9	30.8	31.7	32.5
死者数		19	26	21	18	13
負傷者数		418	391	399	376	384
計		437	417	420	394	397

(注) 高齢者の年齢は昭和46年～昭和62年は60歳以上、昭和63年以降は65歳以上

資料：島根県警察本部

○県内の交通事故収容所要時間別

年	所要時間	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計	平均所要 時間(分)
平成17年 2005	収容者	14	793	1,068	1,041	118	1	3,035	29.2
	構成比	0.5%	26.1%	35.2%	34.3%	3.9%	0.03%	100.0%	
平成18年 2006	収容者	15	727	1,029	904	118	4	2,797	30.5
	構成比	0.5%	26.0%	36.8%	32.3%	4.2%	0.1%	100.0%	
平成19年 2007	収容者	7	575	1,103	1,085	144	1	2,915	30.5
	構成比	0.2%	19.7%	37.8%	37.2%	4.9%	0.03%	100.0%	
平成20年 2008	収容者	10	518	929	969	134	3	2,563	30.5
	構成比	0.4%	20.2%	36.2%	37.8%	5.2%	0.1%	100.0%	
平成21年 2009	収容者	8	375	871	1,051	137	1	2,443	32.2
	構成比	0.3%	15.3%	35.7%	43.0%	5.6%	0.04%	100.0%	
平成22年 2010	収容者	5	373	852	1,157	122	8	2,517	32.9
	構成比	0.2%	14.8%	33.8%	46.0%	4.8%	0.3%	100.0%	
平成23年 2011	収容者	4	369	834	1,134	174	3	2,518	33.9
	構成比	0.2%	14.7%	33.1%	45.0%	6.9%	0.1%	100.0%	
平成24年 2012	収容者	1	282	687	1,241	189	5	2,405	35.5
	構成比	0.04%	11.7%	28.6%	51.6%	7.9%	0.2%	100.0%	
平成25年 2013	収容者	2	220	696	1,378	175	11	2,482	36.6
	構成比	0.08%	8.9%	28.0%	55.5%	7.1%	0.4%	100.0%	
平成26年 2014	収容者	1	200	690	1,227	184	10	2,312	37.0
	構成比	0.04%	8.7%	29.8%	53.1%	8.0%	0.4%	100.0%	

資料：島根県消防総務課

○県内の鉄道事故件数と死傷者数（※踏切道における事故を含む）

平成	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事故件数	7	7	10	11	8	4	2	4	4	2
死者数	3	3	4	4	1	3	0	2	4	1
負傷者数	1	7	2	4	6	0	2	1	0	1

資料：中国運輸局鉄道部

○県内の踏切道事故発生件数と死傷者数

平成	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事故件数	5	3	7	5	6	0	1	2	0	2
死者数	1	1	2	0	1	0	0	0	0	1
負傷者数	1	0	1	2	2	0	1	1	0	1

資料：中国運輸局鉄道部

○県内の鉄道会社別踏切道数

J R	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
第一種	272	271	271	274	277	317	320	321	321	321
第三種	23	23	23	22	21	23	22	22	22	22
第四種	32	32	32	28	25	29	27	26	26	26
計	327	326	326	324	323	369	369	369	369	369

一畑電車	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
第一種	95	94	94	94	95	96	96	96	96	96
第三種	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
第四種	44	44	44	44	43	42	42	42	42	42
計	144	143	143	143	143	142	142	142	142	142

資料：中国運輸局鉄道部

5 用語解説

(五十音順)

【あ行】

安全運転支援システム	ドライバーが視認困難な位置にある自動車、二輪車、歩行者等を各種感知器が検出し、(D S S S) その情報を車載装置や交通情報板などを通して提供し注意を促すシステム Driving Safety Support System
E T C 2.0	道路に設置された I T S スポットと自動車に搭載された「E T C 2.0 対応カーナビ」が高速・大容量の通信を行い、リアルタイムで道路交通情報の提供などを行う仕組み。E T C (料金収受) や渋滞回避、安全運転支援等の情報提供サービスに加え、走行履歴・経路情報などを活用した新たなサービスが導入される予定
L E D 化	信号灯器の光源に発光ダイオードを用いて、従来の電球式に比べ視認性等を高めたもの
エコドライブ	アイドリングをしない、急な発進・加速・減速をしない、無駄な荷物を積まないなどの心がけにより、消費燃料を節約し二酸化炭素の排出を削減することを目指す、環境に配慮した運転方法
エスコートゾーン	道路を横断する視覚障がい者の安全性と利便性を向上させるため、横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列(点字ブロック等)

【か行】

緊急通報システム (H E L P)	交通事故や車内での緊急事態発生時に自動または手動により、自動車(携帯)電話等のネットワークを通じて、専用の受付センターに状況が伝送され、パトカー、救急車等の手配を行う Help System for Emergency Life Saving and Public Safety
現場急行支援システム (F A S T)	緊急車両を優先的に走行させるための信号制御等を行い、緊急車両が迅速に急行できるように支援するシステム Fast Emergency Vehicle Preemption System
交通需要マネジメント (T D M)	車の利用者の交通行動の変更を促すことにより交通需要の調整をはかり、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和する交通管理手法
高度道路交通システム (I T S)	I C T の導入によって、「人」「道」「車」を情報によって一体化を図り、交通事故、交通渋滞、環境汚染等道路交通に起因する諸問題を解決しようとする新しい交通システム Intelligent Transport System
公共車両優先システム (P T P S)	光ビーコンを使って、バス専用レーンの違法通行車両への警告や優先信号制御等を行うことにより、バスなどの公共車両が優先的に通行できるように支援するシステム Public Transportation Priority System

【さ行】

災害派遣医療チーム (D M A T)	医師、看護師、業務調整員で構成され、災害急性期(おおむね 48 時間以内)に活動できる機動性を持ちトレーニングを受けた医療チーム Disaster Medical Assistance Team
災害派遣精神医療チーム (D P A T)	精神科医、看護師、業務調整員等で構成され、大規模災害等の後に被災地域の都道府県の派遣要請により被災地域に入り、被災者及び支援者に対して精神科医療及び精神保健活動の支援を行う精神医療チーム Disaster Psychiatric Assistance Team
事故危険箇所	交通事故死傷事故率が高く、又は死傷事故が多発している交差点や単路を、国家公安委員会と国土交通省が指定した箇所
C R T 運転適性検査機	コンピューター技術を駆使した運転適性検査機。ドライバーの認知・判断・操作を電算処理により抽出して、自分では気づかない運転上の危険な癖や性格を知ることができる。
自動起動型信号機	災害等の停電により信号機が減灯した際、数秒後には自動的に発電機が起動して、電源を確保する自動起動式の発電機を装備した信号機

自動体外式除細動器 (AED)	心臓突然死の原因のひとつである心臓の心室が小刻みに震え全身に血液を送ることが出来なくなる心室細動等が発生した場合に、心臓に電気ショックを与えることにより心臓が本来持っている機能を回復させる機器
社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を効果的かつ効率的に推進するため、これまでの事業分野別（道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園等9本の事業分野）の計画を統合した計画
車線維持支援制御装置 (LKAS)	カメラで前方の車線を認識し、高速道路の直線路で車線を維持して走行するのに必要なハンドル操作力を軽減する装置 レーンキープアシスト Lane Keeping Assist System
車両運行管理システム (MOCS)	バス事業、貨物輸送事業などの事業者が自社車両の運行管理を適切に行えるよう個々の事業車両の走行位置や時刻などの情報を事業者に提供するシステム Mobile Operation Control System
信号情報活用運転支援システム (TSPS)	道路脇に設置された高度化光ビーコンから取得できる信号情報と、自車の位置や速度の情報をを用いて、信号のある交差点での円滑な運転を支援するシステム Traffic Signal Prediction System
新交通管理システム (UTMS)	光ビーコンを通じた個々の車両と交通管制センターの双方向通信により、リアルタイムの交通情報を提供するとともに、交通の流れの積極的な管理により安全・快適にして環境にやさしい交通社会の実現をめざすシステム
先進安全自動車 (ASV)	先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車 Advanced Safety Vehicle

【た行】

対歩行者衝突被害軽減ブレーキ (対歩行者AEB)	前方の歩行者等を検知し、衝突による被害を軽減するために、運転者への警報及び制動装置の制御を行うシステム Advanced Emergency Braking System
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

道路ふれあい月間
国土交通省では、安全で快適な道路環境を保持するため、毎年8月に定めた強調月間交通安全施設の点検と整備、道路の正しい利用と道路愛護思想の普及徹底をはかるため各種の催しが行われる

T Sマーク
自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検整備し、道路交通法に規定する普通自転車であることを確認して貼付するマークで傷害保険及び賠償責任保険が付帯されている

道路交通情報通信システム (VICS)
道路交通の安全性・円滑性向上への寄与を目的として構築された道路交通情報提システムで、利用者は車載カーナビにより情報の提供を受ける Vehicle Information and Communication System

【な行】

日本司法支援センター
全国どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けることができる社会を実現するために、総合法律支援法に基づき、全国の地方裁判所所在地などに設置される法人。平成18年秋から関係機関と連携して、相談窓口の紹介などの情報提供業務を開始する。

【は行】

光ビーコン (光学式車両感知器)
近赤外線を用いて車載のカーナビゲーション等と交通管制センターとの情報の双方向通信や車両感知機能 (交通量等の測定) の両方を併せ持つ幹線路上の装置

ヒヤリハット地図
地域住民が各地区内の道路交通において「ヒヤリ」と感じたり「ハット」した場所などを示す地図。これを作成することにより交通危険箇所を互いに再認識し、改善策を話し合うことにより交通安全意識の向上と交通環境の改善を図るもの

歩行者等支援情報通信システム (PICS)
高齢者や障がい者の方が安全に移動できるよう正確で安全な交差点の情報を音声で提供するシステム Pedestrian Information and Communication System

【ま行】

マルチモーダル交通体系 道路、鉄道、空港、港湾など複数の交通機関の連携を通じて、利用者のニーズに対応した効率的で良好な交通環境が提供される交通体系

道の相談室 総合的な道路相談窓口として幅広く道に関する相談を受け付け、全国共通のフリーダイヤル電話と専用FAXを国土交通省中国地方整備局（広島市中区）に設け担当職員が対応するとともに、県内の道路管理機関にも専用電話を設置し、窓口を明確にするとともに、行政内部の連携を図り、寄せられた意見・要望などに速やかに対応するための窓口のこと

メディカルコントロール 救急救命士が救急現場において実施する医療行為の質を医学的に保証し、かつ責任の所在を明確にするための制度的枠組み

【や行】

ユニバーサルデザイン バリアフリーが高齢者や障害のある人のために障害を取り除く観点の取り組みであるのに対して、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建物・環境や機能などをデザインすること

【踏切道】

○踏切道 鉄道と道路が平面交差する部分をいう

○踏切種別

第1種踏切 遮断機及び警報機が設置されているもの

第3種踏切 警報機が設置されているもの

第4種踏切 遮断機、警報機が設置されていないもの